

下水道水洗化についてのお知らせ

9月10日は下水道の日です。

未来へと ぼくらがつなぐ 下水道



鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため、下水道の整備を進めています。

下水道施設は、各家庭や事業所の接続により初めて効果を発揮します。接続には自己負担が必要ですが、供用開始区域の皆様には、できるだけ早い接続をお願いいたします。

●下水道使用の注意事項

日頃からご自宅の排水を受けるマスをご確認ください。マスが割れていると、下水道に雨水が入り、豪雨の際にマンホールが溢れてしまいます。下水道には雨水が絶対に入らないようにしてください。また、トイレトーパーは水に溶けやすい水洗便所専用の物以外は絶対使用しないで下さい。また、水に溶けない物(吸い殻、生理用品、オムツ、ウェットティッシュ等)は流さないで下さい。

●補助金制度

下水道が整備され、使用開始日(供用開始日)より3年以内に接続工事を行われた方には、以下の項目に該当する場合において、排水設備事業費補助金が交付されます。

(1)生活世帯であること。(工場、アパート、事務所等は補助対象外)

(2)鏡野町が指定する排水設備指定工事店で、工事の申請並びに、工事を実施された方。

●受益者負担金(分担金)

下水道が整備された区域では、土地のもつ利用価値が上昇するなど特定の方に受益があります。そこで、所有者の方に建設費の部を『受益者負担金(分担金)』として一度限り負担していただくものです。

●下水道の使用料(月額)

生活世帯 (一般家庭)		事業所 (工場など)	
基本料金	世帯員数割 (1人当たり)	水道量 (10m ³ まで)	超過料金 (1m ³ 当たり)
1,620円	540円	1,620円	172円
860円	860円	860円	860円

※支払いについては、隔月支払い(2ヶ月分をまとめて支払い)になります。

※世帯員数については、増員の場合は、毎年5月に役場で調査し増員としますので、**届けの必要はありません**。減員の場合は、届けの翌月から減員としますので**届けをお願いします**。(世帯員の方が亡くなった場合は、役場で把握できますので**届けの必要はありません**。)

平成29年3月31日に使用開始となった公共下水道処理区の香々美の一部、下原の一部、塚谷の一部、馬場の一部では、令和2年3月30日で、排水設備事業費補助金の交付期限を迎えます。

また、受益者負担金(分担金)の額も増額となりますので、早めの接続をお願いします。

※下水道使用開始区域以外の地区では、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成31年度合併浄化槽の補助金の申請を受け付けています。

下水道についての 鏡野町上下水道課 担当：利岡
お問い合わせは 電話(0868)54-0001

下水道の使用にあたってのお願い

下水道管に**異物**が**詰まり**ポンプ施設が**故障**する事例が**多数発生**しています
紙おむつやおしりふきなど**水に溶けないもの**は

詰まり・故障の原因になりますので**流さない**ようご協力をお願いします

みんなで下水道を大切に使いましょう

異物が流れ続け**ポンプ施設**が**故障**すると**適切な汚水処理**ができなくなります

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 下水道係 担当：利岡 電話(0868)54-0001